

支給決定基準
(改定版) 令和 8 年 4 月 1 日

1. 居宅介護

●居宅介護利用者の支給基準時間

令和 6 年度国庫負担基準÷

「報酬単位所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 (404 単位)」

障がい支援区分	国庫負担基準 (単位)	支給基準時間 (時間)
区分 1	3,100 単位	8 時間
区分 2	4,010 単位	10 時間
区分 3	5,890 単位	15 時間
区分 4	11,070 単位	28 時間
区分 5	17,730 単位	44 時間
区分 6	25,500 単位	64 時間
障害児	9,950 単位	25 時間
障害児 (重心)	—	区分 6 と同様 (64 時間)

- ※重症心身障害児は区分 6 と同様の支給上限時間を適用。

居宅介護等勘案事項別加算係数

1. 勘案事項別点数 (a~e)

項目	内容	点数
a. 介護を行う者の状況	介護する者がいない（独居・障がい世帯）	2点
	介護する者がいるが社会的理由により制限がある（母子家庭等）	1点
	介護する者がいるが心身の状況により制限がある（母子家庭等）	1点
	介護する者がいる（共働き）	0点
b. 他のサービスの利用状況	利用できない	2点
	他のサービスを一時的に利用している	1点
	上記以外のもの	0点
c. サービス利用の目的	地域生活移行等を促進するもの	2点
	上記以外のもの	0点
d. 住環境	特にバリアが多いもの（段差が多い）	2点
	上記以外のもの	0点
e. 障がいおよび心身の状況 （児童のみ）	障がい児程度区分3	2点
	障がい児程度区分2	1点
	障がい児程度区分1	0点

※同一項目内での重複加点は不可

2. 合計点数別加算係数

合計点数	加算係数
0点	1.0倍
～2点	1.4倍
～4点	1.6倍
～6点	1.8倍
7点～	2.0倍

※支給時間の計算結果に端数が出た場合は、四捨五入して整数時間で切り上げまたは切り捨てを行う。(支給時間に端数が生じた場合は、0.5時間以上を切り上げ、未満は切り捨てとする。)

3. 家事援助加算係数

項目	加算係数
家事援助単独 (他のサービス 併用は可能)	1.9倍
併用利用	0.9倍

※勘案事項加算の対象者については、(2点以上)

支給基準の適正運用のため、1ヶ月ごとのモニタリング体制(自宅訪問・聴き取り調査等)を実施し、実態を把握します。(EXモニタリング1.1.1.3.6)

※家事援助単独は、真に必要な場合に限定する

支給時間の算定方法

居宅介護の支給時間算定

算定式：

居宅介護支給時間 = 基本支給時間 × 勘案事項別加算係数

家事援助の支給時間算定

算定式：

家事援助支給時間 = 基本支給時間 × 家事援助加算係数

(居宅介護)

障がい支援区分	旧：基本支給量（時間）	新：支給基準時間（時間）
区分 1	6	8
区分 2	8	10
区分 3	11	15
区分 4	21	28
区分 5	34	44
区分 6	49	64
障がい児	19	25
障がい児（重心）	—	64

2. 重度訪問介護

障がい支援区分	国庫負担基準（単位）	支給基準時間（時間）
区分4	28,940 単位	157 時間（186 時間）
区分5	36,270 単位	194 時間（217 時間）
区分6	62,050 単位	337 時間（248 時間）

(1) 対象者

障がい者支援区分が4以上であって、次のいずれかに該当する者

I：次のいずれにも該当する者

- ・二肢以上に麻痺等があること。
- ・障がい者支援区分の認定事項調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれにも「支援不用」以外と認定されていること。

II：障がい者支援区分の調査項目のうち行動関連事項（12項目）の合計点数が10点以上である者。

(2) サービスの内容

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に關する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

また、外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または、介護医療院に入所または入所している障がい者に対し、意思疎通の支援その他必要な支援を行う。

(3) 支給量（基本利用者）

- ・ ※重度訪問介護は原則3時間以上の利用が想定されているため、2時間30分～3時間未満の報酬単位で計算後3倍する。

(4) 支給量（重度訪問介護の対象者が居宅介護や行動援護を利用する場合）

標準支給決定基準量 157 時間

(5) 支給量（介護保険該当者が障がい福祉サービスを併用する場合）

標準支給決定基準量 157 時間

(6) 勘案事項

居宅介護を準用する。

(7) その他決定すべき事項

I : 2人介護可の承認 支給量決定基準を最大2倍まで算定可能とする。

II : 入院中の重度訪問介護利用 病院等へ入院または入所する前から重度訪問介護の支給決定を受けている者。

3. 同行援護

●同行援護利用者の支給基準時間（令和6年度）

- 計算方法：国庫負担基準単位 ÷ 30分以上1時間未満の報酬単位（302単位）

障がい支援区分	国庫負担基準（単位）	支給基準時間（時間）
全区分共通	13,870 単位	40.0 時間

- ※同行援護の基準時間は移動介護の40時間に統一。

4. 行動援護

●行動援護利用者の支給基準時間（令和6年度）

- 計算方法：国庫負担基準単位 ÷ 30分以上1時間未満の報酬単位（437単位）

障がい支援区分	国庫負担基準（単位）	支給基準時間（時間）
区分3	15,680 単位	36 時間
区分4	21,130 単位	49 時間
区分5	28,100 単位	65 時間
区分6	36,520 単位	84 時間
障害児	19,950 単位	46 時間

5. 短期入所（ショートステイ）

短期入所 支給決定基準

成人（各障がい支援区分）・児童 共通 1か月当たり10日

☆予備的（予防的）支給決定☆

成人（各障がい支援区分）・児童 共通 1か月当たり2日

介護保険対象者

◇支給決定基準は介護保険による給付分を含め1か月当たり10日（支給量から介護保険による支給量を控除）

◇予備的（予防的）支給決定は行わない